

令和3年4月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和3年4月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和3年4月23日（金） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎4階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第1号 博物館の登録等に関する規則の一部改正について……………1</p> <p>議案第2号 新潟市文化財センター考古資料の寄託、借用及び貸出に関する規則の一部改正について……………10</p> <p>議案第3号 令和4年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について……………28</p> <p>議案第4号 令和4年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について……………29</p> <p>議案第5号 令和4年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について……………30</p> <p>議案第6号 令和4年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針について……………31</p> <p>議案第7号 令和4年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について……………32</p> <p>議案第8号 令和4年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について……………33</p> <p>議案第9号 教職員の人事措置について……………当日配布</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟市教育委員会告示の一部改正について……………1 ・令和4年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について…当日配布 <p>第4 次回日程</p> <p>5月定例会 令和 3年 5月28日（金）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>

付議事件

議案第 1 号

博物館の登録等に関する規則の一部改正について

博物館の登録等に関する規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 3 年 4 月 2 3 日提出

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

博物館の登録等に関する規則の一部改正について

1 改正理由

国の行政手続きにおける押印の見直しの取組みを踏まえ、博物館の登録等に関する申請様式の一部を改正する。

2 改正内容

別記様式第 2 号，第 3 号及び第 4 号を改める。

3 施行期日

令和 3 年 5 月 1 日

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録等に関する規則（平成27年新潟市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別記様式第2号」を次のように改める。

別記様式第2号（第3条関係）

博物館登録申請書		
		年 月 日
(宛先) 新潟市教育委員会		
		設置者 氏名
博物館法第11条の規定により、必要書類を添付し、次のとおり登録を申請します。		
設置者	名称	
	住所	
博物館	名称	
	所在地	
添付書類		
1 設置条例の写し（一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は博物館法施行令（昭和27年政令第47号）第1条に規定する法人（以下「一般社団法人等」という。）の設置する博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し）		
2 館則の写し		
3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面		
4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類（一般社団法人等の設置する博物館にあつては、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類）		
5 博物館資料の目録		
6 館長の氏名及び学芸員その他の職員の種別と氏名を記載した書面		
注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。		
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。		

第5条第1項中「別記様式第3号」を次のように改める。

別記様式第3号（第5条関係）

博物館登録事項等変更届出書	
年 月 日	
(宛先) 新潟市教育委員会	
設置者 氏名	
博物館法第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	
登録記号番号	
設置者	名称
	住所
博物館	名称
	所在地
変更事項の種別	
変更年月日	
変更事項	
変更の理由	

注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。

第6条第1項中「別記様式第4号」を次のように改める。

別記様式第4号（第6条関係）

博物館廃止届出書		
年 月 日		
(宛先) 新潟市教育委員会		
設置者 氏名		
博物館法第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
登録記号番号		
設置者	名称	
	住所	
博物館	名称	
	所在地	
廃止年月日		
廃止の理由		
廃止後の処置		

注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。

附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

改正後(案)

別記様式第2号(第3条関係)

博物館登録申請書

(宛先) 新潟市教育委員会

設置者 氏名

年 月 日

博物館法第11条の規定により、必要書類を添付し、次のとおり登録を申請します。

設置者	名称							
	住所							
博物館	名称							
	所在地							

添付書類

- 1 設置条例の写し(一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は博物館法施行令(昭和27年政令第47号)第1条に規定する法人(以下「一般社団法人等」という。)の設置する博物館にあっては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し)
- 2 館則の写し
- 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- 4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類(一般社団法人等の設置する博物館にあっては、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類)
- 5 博物館資料の目録
- 6 館長の氏名及び学芸員その他の職員の種別と氏名を記載した書面

注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。

現行

別記様式第2号(第3条関係)

博物館登録申請書

(宛先) 新潟市教育委員会

設置者 氏名 印

年 月 日

博物館法第11条の規定により、必要書類を添付し、次のとおり登録を申請します。

設置者	名称							
	住所							
博物館	名称							
	所在地							

添付書類

- 1 設置条例の写し(一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は博物館法施行令(昭和27年政令第47号)第1条に規定する法人(以下「一般社団法人等」という。)の設置する博物館にあっては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し)
- 2 館則の写し
- 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- 4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類(一般社団法人等の設置する博物館にあっては、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類)
- 5 博物館資料の目録
- 6 館長の氏名及び学芸員その他の職員の種別と氏名を記載した書面

注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。

備考

博物館登録事項等変更届出書		年	月	日
(宛先) 新潟市教育委員会		設置者	氏名	印
博物館法第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。				
登録記号番号				
設置者	名称			
	住所			
博物館	名称			
	所在地			
変更事項の種類別				
変更年月日				
変更事項				
変更の理由				
注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。				
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。				

博物館登録事項等変更届出書		年	月	日
(宛先) 新潟市教育委員会		設置者	氏名	印
博物館法第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。				
登録記号番号				
設置者	名称			
	住所			
博物館	名称			
	所在地			
変更事項の種類別				
変更年月日				
変更事項				
変更の理由				
注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。				
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。				

博物館廃止届出書

年 月 日

(宛先) 新潟市教育委員会 設置者 氏名 印

博物館法第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録記号番号			
設置者	名称		
	住所		
博物館	名称		
	所在地		
廃止年月日			
廃止の理由			
廃止後の処置			

注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。

博物館廃止届出書

年 月 日

(宛先) 新潟市教育委員会 設置者 氏名 印

博物館法第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録記号番号			
設置者	名称		
	住所		
博物館	名称		
	所在地		
廃止年月日			
廃止の理由			
廃止後の処置			

注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。

議案第 2 号

新潟市文化財センター考古資料の寄託，借用及び貸出に関する規則の

一部改正について

新潟市文化財センター考古資料の寄託，借用及び貸出に関する規則の一部改正について，次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 3 年 4 月 2 3 日提出

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

新潟市文化財センター考古資料の寄託，借用及び貸出に関する規則の一部改正について

1 改正理由

国の行政手続きにおける押印の見直しの取組みを踏まえ、新潟市文化財センター考古資料の寄託，借用及び貸出に関する申請様式の一部を改正する。

2 改正内容

別記様式第 1 号，第 3 号，第 4 号，第 7 号，第 8 号，第 1 0 号及び第 1 2 号を改める。

3 施行期日

令和 3 年 5 月 1 日

新潟市文化財センター考古資料の寄託，借用及び貸出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市文化財センター考古資料の寄託，借用及び貸出に関する規則の一部を改正する規則

新潟市文化財センター考古資料の寄託，借用及び貸出に関する規則（平成23年教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別記様式第1号」を次のように改める。

別記様式第1号(第3条関係)

<p>考古資料寄託申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)新潟市教育委員会</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住 所(団体にあつては所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏 名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>下記のとおり寄託したいので申請します。 なお、寄託に際しては、新潟市文化財センター考古資料の寄託、借用及び貸出に関する規則に従います。</p>	
資料名・点数	
発見の場所・遺跡名	
寄託期間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
備考	

第4条中「別記様式第3号」を次のように改める。

別記様式第3号(第4条関係)

<p>寄託資料返還請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)新潟市教育委員会</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住 所(団体にあつては所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏 名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>下記の寄託資料の返還を請求します。</p>	
受託番号	
受託年月日	
返還を受けようとする日	
資料名等	
寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

第5条中「別記様式第4号」を次のように改める。

別記様式第4号(第5条関係)

<p>寄託資料寄託期間更新承諾書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>(あて先)新潟市教育委員会</p>	
<p>〒</p>	
<p>住 所(団体にあつては所在地)</p>	
<p>氏 名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)</p>	
<p>電話番号</p>	
<p>下記の寄託資料について、寄託期間の更新を承諾します。</p>	
<p>更新後の 寄託期間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>受託番号</p>	
<p>受託年月日</p>	
<p>資料名等</p>	
<p>更新前の 寄託期間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>備 考</p>	

第7条中「別記様式第7号」を次のように改める。

別記様式第7号(第7条関係)

所有者等変更届出書	
年 月 日	
(あて先)新潟市教育委員会	
届出者	
〒	
住 所(団体にあつては所在地)	
氏 名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
年 月 日付け第 号で寄託した考古資料について、下記のとおり変更が生じたので届け出ます。	
注 変更があつた事実を証する書面及び受託証書を添付してください。	
所有者の 変更	(前所有者)
	(新所有者)
所有者の 住所・氏名等 の変更	(変更前)
	(変更後)
その他の 変更	(変更前)
	(変更後)
変更の理由	
備 考	

第8条中「別記様式第8号」を次のように改める。

別記様式第8号(第8条関係)

<p>考古資料受託証書再発行申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)新潟市教育委員会</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住 所(団体にあつては所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏 名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>年 月 日付け第 号で寄託した下記の考古資料について、考古資料受託証書を紛失・破損したので再発行を申請します。</p> <p>注 破損の場合は、破損した受託証書を添付してください。</p>	
資料名・点数	
発見の場所・遺跡名	
寄託期間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
備考	

第15条中「別記様式第10号」を次のように改める。

別記様式第10号(第15条関係)

考古資料貸出許可申請書	
年 月 日	
(あて先)新潟市教育委員会	
申請者	
〒	
住 所(団体にあつては所在地)	
氏 名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
<p>下記のとおり貸出の許可を受けたいので申請します。 なお、貸出の許可を受けるに際しては、新潟市文化財センター考古資料の寄託、借用及び貸出に関する規則、及び借用条件その他の指示に従います。</p>	
資料名・点数	
発見の場所・遺跡名	
借用目的	
借用期間	年 月 日から 年 月 日まで
借用期間中の所在、連絡先、担当者名	
その他 必要事項	〔 1輸送方法並びに輸送業者 2写真撮影、実測、模造、印刷物の掲載の有無など 〕

第19条中「別記様式第12号」を次のように改める。

別記様式第12号(第19条関係)

<p>考古資料借用書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>(あて先)新潟市教育委員会</p>	
<p>〒</p>	
<p>住 所(団体にあつては所在地)</p>	
<p>氏 名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)</p>	
<p>電話番号</p>	
<p>年 月 日付け第 号で貸出の許可を受けた考古資料を、下記のとおり借用しました。</p>	
資料名・点数	
発見の場所・遺跡名	
借用目的	
借用期間	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
借用期間中の所在、連絡先、担当者名	
借用条件	
備考	

附 則

この規則は，令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

新潟市文化財センター考古資料の寄託、借用及び貸出に関する規則(平成23年教育委員会規則第17号)新旧対照表

改正後(案)		現行		備考
別記様式第1号(第3条関係)		別記様式第1号(第3条関係)		
<p>考古資料寄託申請書</p> <p>(あて先)新潟市教育委員会</p> <p>申請者</p> <p>〒 所(団体にあっては所在地)</p> <p>住 氏 名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p> <p>年 月 日</p> <p>下記のとおり寄託したいので申請します。 なお、寄託に際しては、新潟市文化財センター考古資料の寄託、借用及び貸出に関する規則に従います。</p>		<p>考古資料寄託申請書</p> <p>(あて先)新潟市教育委員会</p> <p>申請者</p> <p>〒 所(団体にあっては所在地)</p> <p>住 氏 名(団体にあっては名称及び代表者の氏名) ㊦</p> <p>電話番号</p> <p>年 月 日</p> <p>下記のとおり寄託したいので申請します。 なお、寄託に際しては、新潟市文化財センター考古資料の寄託、借用及び貸出に関する規則に従います。</p>		
資料名・点数		資料名・点数		
発見の場所・遺跡名		発見の場所・遺跡名		
寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで	寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで	
備考		備考		

別記様式第3号(第4条関係)

寄託資料返還請求書	
(あて先)新潟市教育委員会	年 月 日
〒 所(団体にあっては所在地)	
氏 名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
下記の寄託資料の返還を請求します。	
受託番号	
受託年月日	
返還を受けようとする日	
資料名等	
寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

別記様式第3号(第4条関係)

寄託資料返還請求書	
(あて先)新潟市教育委員会	年 月 日
〒 所(団体にあっては所在地)	
氏 名(団体にあっては名称及び代表者の氏名) ㊟	
電話番号	
下記の寄託資料の返還を請求します。	
受託番号	
受託年月日	
返還を受けようとする日	
資料名等	
寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

寄託資料寄託期間更新承諾書		年	月	日		
(あて先)新潟市教育委員会						
〒 所(団体にあっては所在地)						
氏 名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)						
電話番号						
下記の寄託資料について、寄託期間の更新を承諾します。						
更新後の寄託期間	年	月	日から	年	月	日まで
受託番号						
受託年月日						
資料名等						
更新前の寄託期間	年	月	日から	年	月	日まで
備考						

寄託資料寄託期間更新承諾書		年	月	日		
(あて先)新潟市教育委員会						
〒 所(団体にあっては所在地)						
氏 名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)						
電話番号						
下記の寄託資料について、寄託期間の更新を承諾します。						
更新後の寄託期間	年	月	日から	年	月	日まで
受託番号						
受託年月日						
資料名等						
更新前の寄託期間	年	月	日から	年	月	日まで
備考						

所有者等変更届出書		年	月	日
(あて先)新潟市教育委員会				
届出者				
〒 所(団体にあっては所在地)				
氏 名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)				
電話番号				
年 月 日付け第 号で寄託した考古資料について、下記のとおり変更が生じたので届け出ます。				
注 変更があった事実を証する書面及び受託証書を添付してください。				
所有者の変更	(前所有者)			
	(新所有者)			
所有者の住所・氏名等の変更	(変更前)			
	(変更後)			
その他の変更	(変更前)			
	(変更後)			
変更の理由				
備考				

所有者等変更届出書		年	月	日
(あて先)新潟市教育委員会				
届出者				
〒 所(団体にあっては所在地)				
氏 名(団体にあっては名称及び代表者の氏名) ㊟				
電話番号				
年 月 日付け第 号で寄託した考古資料について、下記のとおり変更が生じたので届け出ます。				
注 変更があった事実を証する書面及び受託証書を添付してください。				
所有者の変更	(前所有者)			
	(新所有者)			
所有者の住所・氏名等の変更	(変更前)			
	(変更後)			
その他の変更	(変更前)			
	(変更後)			
変更の理由				
備考				

<p>考古資料受託証書再発行申請書</p> <p>(あて先)新潟市教育委員会</p> <p>申請者 年 月 日</p> <p>〒 所(団体にあっては所在地)</p> <p>住 氏 名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p> <p>年 月 日付け第 号で寄託した下記の考古資料について、考古資料受託証書を紛失・破損したので再発行を申請します。</p> <p>注 破損の場合は、破損した受託証書を添付してください。</p>	
資料名・点数	
発見の場所・遺跡名	
寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

<p>考古資料受託証書再発行申請書</p> <p>(あて先)新潟市教育委員会</p> <p>申請者 年 月 日</p> <p>〒 所(団体にあっては所在地)</p> <p>住 氏 名(団体にあっては名称及び代表者の氏名) (印)</p> <p>電話番号</p> <p>年 月 日付け第 号で寄託した下記の考古資料について、考古資料受託証書を紛失・破損したので再発行を申請します。</p> <p>注 破損の場合は、破損した受託証書を添付してください。</p>	
資料名・点数	
発見の場所・遺跡名	
寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

考古資料貸出許可申請書	
(あて先)新潟市教育委員会	年 月 日
申請者	
〒 住所(団体にあっては所在地)	
氏 名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
<p>下記のとおり貸出の許可を受けたいので申請します。 なお、貸出の許可を受けるに際しては、新潟市文化財センター考古資料の寄託、借用及び貸出に関する規則、及び借用条件その他の指示に従います。</p>	
資料名・点数	
発見の場所・遺跡名	
借用目的	
借用期間	年 月 日から 年 月 日まで
借用期間中の所在、連絡先、担当者名	
その他 必要事項	〔 1輸送方法並びに輸送業者 2写真撮影、実測、模造、印刷物の掲載の有無など 〕

考古資料貸出許可申請書	
(あて先)新潟市教育委員会	年 月 日
申請者	
〒 住所(団体にあっては所在地)	
氏 名(団体にあっては名称及び代表者の氏名) (印)	
電話番号	
<p>下記のとおり貸出の許可を受けたいので申請します。 なお、貸出の許可を受けるに際しては、新潟市文化財センター考古資料の寄託、借用及び貸出に関する規則、及び借用条件その他の指示に従います。</p>	
資料名・点数	
発見の場所・遺跡名	
借用目的	
借用期間	年 月 日から 年 月 日まで
借用期間中の所在、連絡先、担当者名	
その他 必要事項	〔 1輸送方法並びに輸送業者 2写真撮影、実測、模造、印刷物の掲載の有無など 〕

考古資料借用書		年 月 日
(あて先)新潟市教育委員会		
〒 住 所(団体にあっては所在地)		
氏 名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
年 月 日	日付け第	号で貸出の許可を受けた考古資料を、下記のとおり借用しました。
資料名・点数		
発見の場所・遺跡名		
借用目的		
借用期間	年 月 日	年から 日まで
借用期間中の所在、連絡先、担当者名		
借用条件		
備考		

考古資料借用書		年 月 日
(あて先)新潟市教育委員会		
〒 住 所(団体にあっては所在地)		
氏 名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
年 月 日	日付け第	号で貸出の許可を受けた考古資料を、下記のとおり借用しました。
資料名・点数		
発見の場所・遺跡名		
借用目的		
借用期間	年 月 日	年から 日まで
借用期間中の所在、連絡先、担当者名		
借用条件		
備考		

議案第 3 号

令和 4 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について

令和 4 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 3 年 4 月 23 日提出

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

令和 4 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 小学校用教科用図書は、令和 3 年度と同一の教科用図書を採択する。

議案第4号

令和4年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について

令和4年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和3年4月23日提出

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

令和4年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 中学校用教科用図書の社会（歴史分野）の採択を行う。
- 2 図書の採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 3 図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考にする。
- 4 図書の採択は、教科用図書審議委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定する。
- 5 中学校用教科用図書の社会（歴史分野）以外は、令和3年度と同一の教科用図書を採択する。

議案第 5 号

令和 4 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する

基本方針について

令和 4 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 3 年 4 月 23 日提出

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

令和 4 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する

基本方針について

- 1 高志中等教育学校前期課程用教科用図書の社会（歴史分野）の採択を行う。
- 2 図書の採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 3 図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考にする。
- 4 図書の採択は、教科用図書審議委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定する。
- 5 高志中等教育学校前期課程用教科用図書の社会（歴史分野）以外は、令和 3 年度と同一の教科用図書を採択する。

議案第6号

令和4年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する
基本方針について

令和4年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和3年4月23日提出

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

令和4年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する
基本方針について

- 1 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択を行う。
- 2 図書の採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 3 図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考にする。
- 4 図書の採択は、教科用図書審議委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定する。

議案第7号

令和4年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について

令和4年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和3年4月23日提出

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

令和4年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定によって、新潟市教育委員会が行うが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即し、教職員の意見や希望が反映されるようにする。
- 2 校長に、その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ、その結果を尊重して採択する。
 - (1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
 - (2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。
 - (3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。
 - (4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。

議案第8号

令和4年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針
について

令和4年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和3年4月23日提出

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

令和4年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針
について

- 1 教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定によって、新潟市教育委員会が行うが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即し、教職員の意見や希望が反映されるようにする。
- 2 校長に、その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ、その結果を尊重して採択する。
 - (1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
 - (2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。
 - (3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。
 - (4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。

【議案第3～8号 資料】 令和4年度使用新潟市立学校用教科用図書の採択について

		校種	教科等	基本方針等	
議案第3号	小学校	全教科	令和3年度と同一のもの	令和元年度に、令和2年度の新学習指導要領全面実施に合わせ、新学習指導要領に準拠した教科用図書を採択した。	7月教育委員会定例会で選定・採択
議案第4号	中学校	全教科	社会(歴史分野)を採択する	令和2年度に、令和3年度の新学習指導要領全面実施に合わせ、新学習指導要領に準拠した教科用図書を採択した。	7月教育委員会定例会で選定・採択
議案第5号	高志中等教育学校 前期課程	全教科	社会(歴史分野)以外は、令和3年度と同一のものを採択する	その後、令和2年度、文部科学大臣の検定を経て新たに発行された社会(歴史分野)の教科用図書があるため、該当する教科領域の教科用図書を調査研究し、教科用図書審議委員会の答申に基づき決定する。	
議案第6号	特別支援学校 (含む特別支援学級)	一般図書	採択する (毎年採択)	・法律等に基づき厳正に行う。 ・教職員の研究成果とその意見を参考にする。 ・教科用図書審議委員会の答申に基づき決定する。	7月教育委員会定例会で選定・採択
議案第7号	高等学校	全教科	採択する (毎年採択)	・各学校がそれぞれの教育課程に則し、教職員の意見や希望を反映する。 ・校長に、その学校に適する教科用図書を選定させ、その結果を尊重して採択する。	8月教育委員会定例会で選定・採択
議案第8号	高志中等教育学校 後期課程	全教科			

(参考:関係法令・抜粋)

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、4年とする。

報 告

新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書エ及びオの規定に基づく基準について（平成10年教育委員会告示第2号）改正案要綱

1 改正理由

新潟市公文書管理条例の施行に伴い、新潟市附属機関設置条例及び新潟市情報公開条例を一部改正し、従来の「新潟市情報公開制度運営審議会」を他審議会と整理統合し、新たに「新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会」を設置するため所要の改正の行うもの。

2 改正案の概要

「新潟市情報公開制度運営審議会」を「新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会」に改める

3 施行期日

令和3年4月1日

新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書エ及びオの規定に基づく基準について(平成10年教育委員会告示第2号)新旧対照表

改正後(案)	現行	備考
<p>○新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書エ及びオの規定に基づく基準について</p> <p>平成10年3月31日教育委員会告示第2号</p> <p>新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書エ及びオの規定に基づく基準について</p> <p>新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43号)第6条第2号ただし書エ及びオの規定に基づく、新潟市教育委員会があらかじめ新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の意見を聴いて定める基準は、別に定めるもののほか、市長の例による。</p> <p>なお、この告示は、平成10年4月1日から施行する。</p>	<p>○新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書エ及びオの規定に基づく基準について</p> <p>平成10年3月31日教育委員会告示第2号</p> <p>新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書エ及びオの規定に基づく基準について</p> <p>新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43号)第6条第2号ただし書エ及びオの規定に基づく、新潟市教育委員会があらかじめ新潟市情報公開制度運営審議会の意見を聴いて定める基準は、別に定めるもののほか、市長の例による。</p> <p>なお、この告示は、平成10年4月1日から施行する。</p>	

新潟市教育委員会告示第1号

新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書エ及びオの規定に基づく基準について（平成10年
新潟市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

なお、この告示は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

令和3年4月2日

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

本文中「新潟市情報公開制度運営審議会」を「新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審
議会」に改める。

市立学校園の学級閉鎖等の状況について

1 実施した学校園 17校

※ 令和3年4月以降分

2 日別の実施校

4/14 (水)	1校
4/15 (木)	4校
4/16 (金)	4校
4/17 (土)	5校
4/18 (日)	7校
4/19 (月)	11校
4/20 (火)	10校
4/21 (水)	10校
4/22 (木)	7校
4/23 (金)	3校

新教保第147号

令和3年4月21日

市立学校・園長 様

新潟市教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底について（通知）

このたび、新潟県は新型コロナウイルスへの対策を強化するため、新潟市を対象に特別警報を発令しました。本市の子どもの感染の増加がみられ、複数校において学級閉鎖等の措置を行いましたが、学校内での感染の拡大はみられていません。

現時点においては、これまで同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ、日々の授業や学校行事、部活動等現状の教育活動を継続することとします。

つきましては、各学校園においては、再度ガイドライン等ご確認の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な感染症対策について

- (1) 令和3年3月26日付事務連絡「令和3年度版 新潟市学校園ガイドライン子どもたちの笑顔のために」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3Ver.）」（文部科学省）に基づき対策を講じること。
- (2) 令和3年4月19日現在、地域の感染レベルは「レベル1」を継続とし、「レベル1」の行動基準に従って対策を講じること。ただし、今後の感染拡大状況によっては「レベル2」及び「レベル3」へ引き上げることもあり得る。その際は、市教育委員会より通知する。

2 当該感染症に係る報告について

次の場合には、教育委員会事務局への報告を確実に行うこと。

- (1) 児童生徒等について → 保健給食課に電話で報告する。
 - ①児童生徒等に感染が確認された場合及び濃厚接触者に特定された場合
 - ②児童生徒等がPCR検査等を受ける場合
 - ③児童生徒等の同居する家族に感染が確認された場合
 - ④児童生徒等の同居する家族がPCR検査等を受けると連絡があった場合
- (2) 教職員について → 学校人事課に電話で報告する。
 - ①教職員に感染が確認された場合及び濃厚接触者に特定された場合
 - ②教職員がPCR検査等を受ける場合
 - ③教職員の同居する家族に感染が確認された場合
 - ④教職員の同居する家族がPCR検査等を受ける場合

3 児童生徒等及び教職員に感染が確認された場合の対応について

令和3年2月26日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症発生時の学校園の対応について（通

知)」に基づき対応すること。臨時休業等については、取り扱いに変更はなく、次のとおりとする。

- (1) 感染が広がっているおそれに応じた範囲を臨時休業とする。
- (2) 学級閉鎖を基本とするが、状況により学年閉鎖や学校全体を臨時休業（休校）とする場合もある。感染状況については様々な場合が想定されるため、学校園から教育委員会事務局への連絡に基づき、教育委員会事務局が個別の事情を踏まえて対応する。
- (3) 学級閉鎖対象の学級以外は、感染予防対策を徹底した上で教育活動を継続する。

4 保護者等同居家族（以下「保護者等」という）に感染が確認された場合、または感染の疑いがある場合の対応について

(1) 保護者等が「陽性」となった場合

- ① 児童生徒等が濃厚接触者等となった場合には出席停止となる。出席停止期間等については保健所の指示に従う。
- ② その後、児童生徒等が「陽性」となった場合には、「新型コロナウイルス感染症発生時の学校園の対応について（通知）」に基づき対応する。

(2) 保護者等が「濃厚接触者」となった場合

- ① 保護者等が「陽性」の場合 → 「(1) 保護者等が「陽性」となった場合」の対応へ。
- ② 保護者等が「陰性」の場合

児童生徒等は、登校して差し支えない。これまで同様に健康観察を継続する。なお、不安等の理由で、保護者等から欠席させる旨の連絡があった場合には、その意向を尊重し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。

(3) 上記以外で、保護者等が「陽性が確認された方の関係者」の場合

児童生徒等は、登校して差し支えない。これまで同様に健康観察を継続する。

(4) 保護者等がPCR検査等を受ける場合

児童生徒等は、登校して差し支えない。これまで同様に健康観察を継続する。なお、不安等の理由で、保護者等から欠席させる旨の連絡があった場合には、その意向を尊重し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。

5 その他

- (1) 感染拡大防止の取組について、別紙を参考に各学校園の実情に合わせて保護者へ周知する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、正確な情報や科学的根拠に基づき、感染者や濃厚接触者、その家族、医療従事者等への偏見や差別が生じないよう配慮する。

分類 7300

問い合わせ先

保健給食課	電話 025-226-3206
学校支援課	電話 025-226-3256
教育職員課	電話 025-226-3247
地域教育推進課	電話 025-226-3277
学校人事課	電話 025-226-3239

令和3年4月21日

保護者 様

新潟市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いについて

日ごろより本市の教育活動に温かいご支援をいただき、ありがとうございます。
教育委員会では、別紙のとおり、新型コロナウイルス感染症対策を進めています。
これらの対応は、感染拡大を防ぎ、子ども一人ひとりの健康を守るため、また子ども
の健やかな学びを保障していくための大切な取組となります。

つきましては、感染拡大を防止するため、下記のとおり、保護者の皆様のご理解
とご協力をお願いいたします。

記

- 1 感染拡大の防止を図るため、次の場合は、速やかに学校にご連絡ください。

- (1) お子さん又は同居するご家族がPCR検査等を受ける場合
- (2) お子さんが濃厚接触者に特定された場合
- (3) お子さん又は同居するご家族が新型コロナウイルスに感染した場合

※ 個人情報の管理については、細心の注意を払って対応します。

- 2 「健康観察表」の記録を継続し、お子さんの健康観察をしてください。発熱等
の風邪の症状が見られる場合は、登校せず、自宅で休養してください。
- 3 新型コロナウイルス感染症に起因する偏見・差別を防止し、全ての子どもが安
心して学校園生活を送ることができるよう、学校では子どもへの指導を続けてい
ます。偏見や、心ない言葉・態度によるいじめなどが起きることがないように、ご
家庭でもお子さんへの言葉掛け、ご指導を重ねてお願いいたします。
- 4 発生時における学校の対応についてのお知らせはメールにて行います（メール
アドレスの登録がない保護者には電話で連絡します）。迅速に連絡を行うため、
メールアドレスをまだ学校に登録されていない保護者におかれましては、ぜひ登
録をお願いいたします。

問い合わせ先

感染症対策について	保健給食課	025-226-3206
教育活動について	学校支援課	025-226-3274

学校において感染者等が確認された場合の教育委員会の基本的な対応について

1 児童生徒等及び教職員に感染が確認された場合

- (1) 学級閉鎖による対応を基本とします。
- ①状況により学年閉鎖や休校の措置をとる場合もあります。
 - ②学級閉鎖等の実施範囲や期間については、保護者の皆様に配信メールなどでお伝えします。
 - ③濃厚接触者等の特定やPCR検査等は保健所が実施します。
 - ④学級閉鎖等の期間中に消毒を行います。
 - ⑤学級閉鎖対象の学級以外は、感染予防対策を徹底した上で教育活動を継続します。
- (2) 学級閉鎖等の対象となった児童生徒の対応については次のとおりです（個々の事情により対応が異なる場合があります）。
- ※保護者の皆様には、対応について配信メールや電話でお知らせします。

◆児童生徒等、教職員の感染が午前に確認された場合

○ 当日、児童生徒等は給食（昼食）を食べた後、下校します。

- ・家の鍵を持っていない等で早退することに支障のある児童生徒等は、通常の下校時刻まで学校園に残り、その後、下校します。

◆児童生徒等、教職員の感染が午後に確認された場合

○ 通常どおりの時刻に下校となります。

※いずれの場合も、放課後児童クラブ（ひまわりクラブ等）、放課後等デイサービスを利用する児童生徒等は学校園で保護者の迎えを待ちます。できるだけ早めの迎えをお願いいたします。

- (3) 次の場合は出席停止扱いとなります。
- ①感染が判明した場合
→登校時に「療養解除届」を提出してください。
 - ②感染者の濃厚接触者に特定された場合、PCR検査の対象者となった場合
 - ③発熱等の風邪の症状が見られる場合
 - ④医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないと判断された場合
 - ⑤感染への不安から自主的に欠席する場合
→②③④⑤の場合は、登校時に「出席停止報告書」を提出してください。
※「療養解除届」及び「出席停止報告書」は保護者の方が記入します。医師による記入は不要です。

2 来校園者の感染が確認された場合

閉鎖措置等の対応は、保健所と協議の上、教育委員会が決定します。

3 その他

- (1) 給食業務に関わる者の中で新型コロナウイルス感染者やその疑いのある者が確認された場合は、急遽、給食の提供を中止、又は、献立の変更をする場合がありますので予めご承知おきください。
- (2) 基本的な感染症対策については、新潟市のガイドラインに基づき、対応を継続します。
- (3) これらの対応については、現時点での対応であり、今後の状況によっては変わる場合があります。

問い合わせ先		
感染症対策について	保健給食課	025-226-3206
教育活動について	学校支援課	025-226-3274
放課後児童クラブについて	こども政策課	025-226-1197